

ACSV Monthly Letter

● 確定申告よくある質問

Q 医療費控除の領収証は必要ですか？

A 2017年分より「医療費控除の明細書」を添付することで、領収書原本は必要なくなりました。「医療費控除の明細書」には、医療を受けた人ごとに、支払先（病院・薬局など）、年間合計支払金額、補填金額（高額療養費・医療保険など）などを記載し、領収書の原本は5年間保存する必要があります。また、健康保険組合などからの「医療費のお知らせ」の原本を、申告書にそのまま添付することもできますが、自費診療などは別途「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。

Q 副業の申告が必要ですか？

A 給与収入は年末調整済みで、副業の所得が20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。ただし、ふるさと納税や医療費控除で確定申告をする場合は、副業を含めて申告が必要となります。

Q 公的年金収入だけでも申告が必要ですか？

A 公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下であれば、確定申告は必要ないとされています。ただし、源泉徴収票に天引きされた税額が記載されている場合は、確定申告をすることにより、税金が還付される場合があります。

Q ふるさと納税のワンストップ特例

A ワンストップ特例制度申請すれば、確定申告の必要はありません。ただし、医療費控除などで確定申告を行うと、対象期間に行ったワンストップ特例制度申請がすべて無効になりますので、「寄付金受領証明書（領収書）」を添付して、確定申告をすることになります。

Q 確定申告の期限は？

A 3月15日までに申告し、納付することとなっています（振替納税は4月20日頃）。期限後申告になると、延滞税や無申告加算税がかかる場合があります。2年連続して遅れた場合は青色申告が取り消されることになっています。なお、還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

Q 住民税の申告は必要ですか？

A 所得税（国税）の確定申告をすれば、市区町村への住民税申告は必要ありません。なお、給与収入は、原則として給与支払者から市区町村へ報告されています。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月17日～3月16日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。